

質問回答書

件名 高齢者支援施設新築工事設計業務委託

番号	該当書類名	質疑内容（原文のまま）	回答
1	募集要領 3. 1次審査 (3)評価基準ウ	業務実績にて「新築」と記載がありますが、増築及び改築も含まれますでしょうか。	新築のみとし、増築及び改築は含みません。
2	募集要領 7. 当該公募に関する書類の受付等(4) 4) 提出書類	価格提案書は、「任意」様式とありますが、内訳は不要で総額を記載するものと考えてよいでしょうか。	よろしい。ただし、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。
3	特記仕様書 1. 設計業務の内容及び範囲	当該用地の境界確定（公共用地、民地との境界）は終了していますか。	東側の一部（隣地の北側）のみ境界確定済みです。
4	特記仕様書 1. 設計業務の内容及び範囲	左記書類の「(2) 追加業務の内容及び範囲 → テレビ電波障害の調査（ポイント）と障害予想区域図の作成」に☑は入っていませんが、「3. 成果物、提出部数等 → (2)実施設計」にて「テレビ電波障害」には☑が付いております。どちらを正と考えますでしょうか。	チェックなしが正です。 なお、建築工事設計業務特記仕様書の19頁の「3. 成果物、提出部数等 (2) 実施設計」の該当箇所を修正し、改訂版として公表します。
5	特記仕様書 2. 業務の実施 (5)貸与品等	敷地内で行われた過去のボーリングデータはございますか。	ありません。
6	特記仕様書 2. 業務の実施 (5)貸与品等	敷地のcadデータがございましたらご提供いただくことは可能でしょうか。（既存建物解体工事の配置図等）	1次審査で選定された参加業者で技術提案書作成にあたり、データが必要であれば希望者に提供します。
7	募集要領	総合老人福祉センターや健康ふれあい体育館など関係する既存施設の見学をすることは可能でしょうか？	1次審査により点数上位5者に選定された参加業者向けに、別途、事務局より現総合老人福祉センターについては、施設見学の調整を行うこととします。（施設見学の日程は、6月8日～6月12日の間を予定。）
8	特記仕様書 3. 敷地の状況	旧北難波保育所の既存杭（PC杭φ350、L=7.0m、1本）と記載がありますが、具体的な場所を教えてください。敷地の一部は売却予定とありますが、既存杭のある土地を売却する場合は引き抜きを行う想定でしょうか？	既存杭の位置図は契約締結後、提供いたします。 また、地盤への健全性・安定性を維持し、撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するため、現時点では既存杭を存置する考えです。
9	特記仕様書 1 プロジェクトの概要	敷地の一部は売却予定とありますが、売却先や売却後の建物の用途の想定などはありますか？	未定です。効果的な土地売却が可能となるよう配慮した配置計画とすること。
10	特記仕様書 必要諸室等一覧	事務室と事務室2は隣接している必要はありますか？フロアが分かれていても問題ありませんでしょうか？	隣接する必要はありません。施設の運用に適した配置計画がされていれば、フロアが分かれていても問題ありません。

番号	該当書類名	質疑内容（原文のまま）	回答
11	特記仕様書 必要諸室等一 覧	生活・就労相談室は4室の合計面積が24㎡でしょうか？複数に分割と記載がありますが、分割した数が4室と考えてよろしいでしょうか？	よろしい。
12	評価要領P4	業務実績で児童福祉施設等の新築は同種となりますが、ZEB Ready以上を達している場合は類似Aでよろしいでしょうか。	よろしい。
13	様式4、様式 7、様式8	ZEB Ready以上を達している実績の確認書類についてお聞きします。ZEB Ready以上を達していますがBELS評価書を取得していないものがあり、その場合は何をもって確認書類として提出できますか。 (例：仕様書及び計算書を添付など)	ZEB Ready以上の達成は、BELS評価書（設計時点及び竣工後いずれも可）により確認します。
14	様式4、様式 7、様式8	業務に関する用途及び延床面積、携わった立場などの確認書類についてお聞きします。業務カルテ（PUBDIS）の提出でもよろしいでしょうか。	確認資料として業務カルテ（PUBDIS）を提出することは可とする。また、各様式備考欄記載の通り、記載した業務に関する契約書の写しを提出すること。
15	様式4、様式 7、様式8	同種実績のことでお聞きします。複合施設で児童福祉施設等（老人福祉法第5条の3）の用途が含まれている実績があるのですが、同種物件として記載は可能でしょうか。	同種物件として記載してよろしい。
16	様式6	協力事務所に依頼するかどうか確定していない場合、様式6を提出しなくてもよろしいでしょうか。	よろしい。協力事務所が決定した際は速やかに様式6など必要書類を提出すること。なお、当初提出した技術者から変更となる場合は、同等以上の実施体制の能力がある者として、市の承認を得ること。
17	特記仕様書	2. (2) (a) 共通において、「建築物解体工事共通仕様書」、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」にチェックがありますが、解体に関わる調査・設計・積算等は別途業務と考えて良いでしょうか。	今回業務では、解体はありませんので、解体に関する調査・設計・積算等は業務対象外となります。
18	特記仕様書	必要諸室等一覧にて各室の諸室条件が記載されていますが、各室の機能性や関係性により隣接・近接して配置した方が良い室や、1階に設置が必須な室等の条件があれば教えてください。	企画書の2プロジェクトの視点にある建築計画上留意する事項も考慮の上、提案すること。

以 上